

一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成30年8月22日
東村山市議会議長 あて

議席番号 20番
質問者 駒崎 高行

1 駐車場不足への対策について

永きにわたる本庁舎耐震工事も終わりに向かい、本庁舎周辺も通常の駐車場の体制になると思われる。従前から駐車場不足は指摘されてきたが、その対策は十分か伺いたい。また、日常的に満車となっているスポーツセンターの駐車場についても伺う。

(1) 本庁舎周辺の駐車場について

- ① 税務署南側の第2駐車場は廃止されるのか。
- ② 現在、いきいきプラザ南側の工事用のスペースが復旧、撤去されている。第2駐車場を含めてスケジュールを伺う。
- ③ 駐車可能な車の台数は何台から何台に変わるのか。総数と本庁舎周辺の駐車場毎に伺いたい。
- ④ 本庁舎周辺の駐車場が今後充分かどうかの認識と将来的な対策を伺う。

(2) スポーツセンターの駐車場について

- ① 第1、第2駐車場毎に駐車台数は何台か。また障がい者用は何台分か。
- ② 満車の状況が多く見られるが、時間帯、曜日などで不足する状況認識はどうか。
- ③ スポーツセンターの利用する人の実態についてだが、市民、協定を結んでいる市の市民、それ以外の割合が分かれば伺いたい。遠方から来られる方は当然に自動車を利用される方が多いと思う。逆に東村山市民は自転車や徒歩の方も多いと思う。上切り分けでの駐車割合はどう考えるか。
- ④ 自転車駐輪場が不足する状況はないか。
- ⑤ スポーツセンターの駐車場不足は深刻なものとする。対策として立体駐

車場建設、また市民などへは駐車料金を軽減することを含めて有料化を検討すべきと考えるが見解を伺う。

2 ふるさと納税とシティプロモーションについて

出身地や縁のある自治体を応援する寄付としてのふるさと納税であるが、東京 23 区や川崎市などで「税金流出」や過度、具体的には寄付金の 3 割を越える返礼品への批判という難しい状況があることも事実である。いわゆる流出分の 75%は地方交付税で措置されることも承知しているが、当市にとって好ましい状況は何かを考えたく伺う。

- (1) 所管について、秘書広報課がおこなっているが、シティプロモーションと密接な関連があると思われるが連動はどのように行っているか。
- (2) ふるさと納税による寄付（入）の額と件数、東村山市民が他自治体に寄付をした（出）額と人数・件数、入と出の差額、入に要した費用を平成 30 年度まで経年、概算で伺いたい。増減の傾向をどうみているか。
- (3) 参考までに東村山市民が東村山市に寄付した額・件数を伺う。
- (4) 同じく参考までに出において確定申告されず控除されなかったものはあるか。
- (5) インターネットポータルサイト「ふるさとチョイス」について
 - ① 選択した理由と他のサイトとの比較。また複数サイトとしない理由は何か。
 - ② 費用について
 - ③ 所管と関係するが、ふるさと納税（入）についてはインターネットに一本化すべきではないか。
- (6) お礼の品協力事業者について、端的にメリットは何だと思われるか。市への協力の部分が大きいと考えるのだが、それに対する市の具体的な謝意は示されているか。
- (7) 平成 30 年度で、8 つの寄付の使い道の件数を伺う。
- (8) 使い道と PR については、より具体的な細分化したものも必要と考える。例えば、しょうぶ祭り期間に北山公園に来られる方に「しょうぶ田改良のため」という単純な使い道を前面に出して、その場で訴えることや、「学校・通学路のブロック塀などの安全確保のため」などの喫緊の課題にピンポイントで使用するなどを明示するなど柔軟な工夫ができないか、見解を求める。

3 市職員グループウェアの導入と文書管理の電子化を

出退勤管理システムについて前回伺った際、職員のグループウェアについても一定伺ったが、早期の導入を求めて以下伺う。また、グループウェアによる文書決裁と関連して文書管理、文書保存について、より長期の保存が必要という立場からも伺う。

- (1) 市職員の働き方改革に寄与すると考えるグループウェアであるが、反面、それへの入力や管理が煩雑になってしまえば逆効果となってしまう。特に、現在の紙を中心とした運用と新しく電子化したグループウェアとの並立は絶対に避けるべきと考える。それを踏まえてグループウェア導入についての見解を伺う。
- (2) 今後、組織を越えたプロジェクトチームなどで市政を進めるべきと考える。電子会議や文書回覧、会議開催への日程調整など、作業軽減すべきと考えるがいかがか。
- (3) 過去にグループウェアによる文書決裁を導入すべきという質問をした。答弁は導入他市の使用されていない状況を例にした厳しいものであった。現状の起案書等の多く判子を押された決裁文書や全児童館を回る回覧文書には無駄が多いという立場だが、先にも聞いたが、一本化を前提に電子化すべきと考えるがいかがか。
- (4) その前提として携行端末など電子機器の更なる導入について伺いたい。
- (5) 現在の文書保存規定の説明を願いたい。また、そのように定めた必要性、理由を伺いたい。
- (6) 決裁文書など、電子化することで保存年限は飛躍的に伸ばせると考える。如何か。
- (7) 既に電子化されている戸籍などについては如何か。保存年限を過ぎた戸籍データをわざわざ消すという作業をする理由を伺いたい。